

# 自転車向け保険

1ヶ月あたり  
**190円**～  
保険料一時払い

賠償責任保険金額  
**最大1億**

団体総合生活保険 交通事故等限定プラン（個人賠償責任補償特約セット）

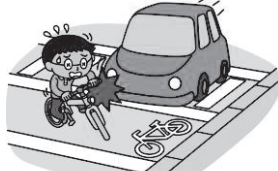
## 《こんな時に加入していれば安心》

●お子様の通学時に



歩行者と接触してしまっ

●会社への通勤時に



車と接触してしまっ

●サイクリング時に



自転車同士衝突してしまっ

●単独事故での



転倒によるケガなど

## ご存知ですか?

### 自転車事故による高額賠償への備え

## 自転車事故を起こした小5児童の母親に 9,500万円の賠償命令

（平成25年7月4日 神戸地裁判決）

児童が坂道を時速20～30キロで下っていたところ、歩行中の女性に衝突。女性は頭の骨を折り意識が戻らない状態になった。

児童への自転車の安全な走行に対する十分な指導を怠ったとして母親に対し、被害者の女性への逸失利益や介護費用などの9,500万円の賠償を命じた。

### その他高額賠償判決例

賠償額	事故概要
9,266万円	男子高校生が車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で走行中の男性と衝突し、重大な障害が残った。 （平成20年6月5日 東京地裁判決）
5,438万円	信号無視した男性が運転の自転車が、青信号の横断歩道を歩行中の女性に衝突し、死亡させた。 （平成19年4月11日 東京地裁判決）

### ご自身がケガされた場合に備えて

交通事故等によりご自身がケガをされた場合は、傷害補償で補償されます。



自動車（自転車）などにはなられケガをしたとき



駅のホームで転んでケガをしたとき



買い物中にお店の商品を壊してしまったとき



ゴルフで他人にケガをさせてしまったとき

### 賠償事故を起こした場合に備えて

相手に損害を与え、法律上の損害賠償責任が発生した場合は、個人賠償責任補償特約※1で補償されます。

※1 自動車保険や火災保険、傷害保険等の特約としてご契約いただけます。

保険の対象となる方またはそのご家族が既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。ニーズに合わせてご契約内容の見直しをご検討ください。なお、補償範囲の重複を避けるためにご契約内容を見直す場合、将来、補償を残したご契約解約されるとき等、その補償がなくなってしまう場合がありますのでご注意ください。

# 保険料・保険金額表

## 個人型

《職種共通》

加入タイプ	年間保険料	死亡・後遺障害保険金額	入院保険金日額※1	通院保険金日額	賠償責任 免責0円 (家族型)
1W	2,280円	18万円	—	—	1億円
2W	3,600円	223万円	2,000円	—	1億円
3W	4,800円	208万円	1,500円	900円	1億円



## 家族型

《職種共通》

加入タイプ	年間保険料	本人			配偶者			親族※2			賠償責任 免責0円
		死亡・後遺障害保険金額	入院保険金日額※1	通院保険金日額	死亡・後遺障害保険金額	入院保険金日額※1	通院保険金日額	死亡・後遺障害保険金額	入院保険金日額※1	通院保険金日額	
1B	9,600円	263万円	2,600円	1,100円	240万円	2,400円	1,000円	220万円	2,200円	900円	1億円

※1 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）又は5倍（入院中以外の手術）になります。傷の処置や抜歯等お支払の対象外の手術があります。

※2 ご本人または配偶者と同居の親族および別居の未婚のお子様をいいます。ご親族とは6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいい、未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。  
保険の対象となる方の続柄は、傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

自転車向けプラン(団体総合生活保険 交通事故傷害危険のみ補償特約)は、交通事故等によるケガをされた場合に保険金をお支払いする保険です。交通事故等とは以下のものをいいます。

- 運行中の交通乗用具（自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等）との衝突、接触等の交通事故
- 運行中の交通乗用具に搭乗している間の事故
- 乗客として駅の改札口を入ってから出るまでの駅構内における事故
- 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故
- 交通乗用具の火災による事故 等

### ご注意

- このチラシは、交通事故傷害危険のみ補償特約・個人賠償責任補償特約の個人型、家族型の概要及び保険金額・保険料表等を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず団体総合生活保険のご案内パンフレット及び重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報のご説明）をよくお読み下さい。尚、約款はご契約者である団体の代表者にお渡しする予定です。必要に応じて団体までご請求ください。ご不明な点等ある場合には、代理店または弊社までお問い合わせください。なお、ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合はこのパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

### お問い合わせ先

(一社)三重県自家用自動車協会	059-234-8626	津 南 自家用自動車協会	059-255-2795
桑 名 自家用自動車協会	0594-22-6797	伊 賀 自家用自動車協会	0595-21-0280
いなべ 自家用自動車協会	0594-72-3049	名 賀 自家用自動車協会	0595-63-0539
四日市北 自家用自動車協会	059-364-1289	松阪地区 自家用自動車協会	0598-51-7463
四日市 自家用自動車協会	059-353-8266	伊勢志摩 自家用自動車協会	0596-28-8148
三重西部 自家用自動車協会	059-393-4901	(鳥羽事務所)	0599-26-3279
亀山 自家用自動車協会	0595-82-3122	紀北 自家用自動車協会	0597-22-0971
鈴鹿市 自家用自動車協会	059-382-1075	熊野 自家用自動車協会	0597-85-3504
津 自家用自動車協会	059-225-6511	紀南 自家用自動車協会	0597-92-2048

### お問い合わせ先・代理店

#### 有限会社三自協商事

住所：〒514-0303 津市雲出長常町六の割1190-1  
TEL 059-234-8627

### 保険会社

#### 東京海上日動火災保険(株)三重支店津支社

住所：〒514-0028 津市東丸之内33-1フェニックスビル9F  
TEL 059-224-0221